

院内掲示

令和7年4月1日現在
茨城県立医療大学付属病院

[入院基本料に関する事項]

当院は、看護職員（看護師）1人当たりの受け持ち入院患者さんの数は10人以内です。（回復期リハビリテーション病棟においては13人以内です。）

[関東信越厚生局長への届出事項に関する事項]

1 当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

障害者施設等入院基本料（10対1）、診療録管理体制加算3
特殊疾患入院施設管理加算、療養環境加算、
医療安全対策加算2、感染対策向上加算3、
データ提出加算2及び4、入退院支援加算2、
回復期リハビリテーション病棟入院料1、
小児運動器疾患指導管理料、二次性骨折予防継続管理料2、
薬剤管理指導料、
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の
注2、在宅経肛門的自己洗腸指導管理料、
遺伝学的検査、先天性代謝異常症検査、
検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）、脳波検査判断料（Ⅰ）、神経学的検査、
CT撮影及びMRI撮影、心臓MRI撮影加算、
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、
集団コミュニケーション療法料、精神科ショートケア「小規模なもの」、
精神科デイ・ケア「小規模なもの」、
歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）
脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む）及び脳刺激装置交換術
輸血管管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、麻酔管理料（Ⅰ）、
クラウン・ブリッジ維持管理料
ベースアップ評価外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、
入院ベースアップ評価料63、
医療的ケア児（者）入院前支援加算

- 2 当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。また、入院時食事療養費の標準負担額は1食あたり510円になっております。

[明細書発行体制に関する事項]

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

[保険外負担に関する事項]

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

1 文書料

診断書 1通につき 2,420円

死亡診断書 1通につき 3,300円

特別診断書、死体検案書 1通につき 5,840円

その他の証明書 1通につき 2,420円

2 予防接種料 1件につき 3,620円から14,900円

3 各種器具類の費用

理学療法その他の医療を施すに際し必要な器具類の費用については、実費に相当する額

4 在宅医療に係る交通費 1キロメートルにつき50円（片道）

5 選択メニュー加算料金 1食につき17円

6 セカンドオピニオン料

医師との面談の時間が30分以下のときは 11,000円、30分を超えるときは、11,000円に30分を超える部分について30分までごとに、5,500円を加算した額

7 医師面談料

30分につき 5,500円（30分を超える部分については30分ごとに、5,500円加算）

8 診療情報提供手数料等

| | | |
|--------|--------------|-----------|
| A 3 まで | 10 円/枚、両面 | 20 円/枚、 |
| カラー印刷 | 50 円/枚、カラー両面 | 100 円/枚 |
| 脳波記録 | 10 円/枚、折 | |
| フィルム | 半切 | 560 円/枚 |
| CD-R | | 1,100 円/枚 |

[特定療養費に関する事項]

1 特別の療養環境の提供

| | |
|---------------|----------|
| 第1 特別室 1 日につき | 13,990 円 |
| 第2 特別室 1 日につき | 13,180 円 |
| 第3 特別室 1 日につき | 8,270 円 |
| 第5 特別室 1 日につき | 7,220 円 |
| 第6 特別室 1 日につき | 2,180 円 |

2 厚生労働大臣が定める算定方法に規定する回数を超えて受けた診療

厚生労働大臣が定める算定方法に規定する回数を超えて受けた、リハビリテーションについて、算定方法の例により算定した額に 1.1 を乗じて得た額

[手術に関する事項]

「特掲診療料の施設基準」（令和 4 年厚生労働省告示第 56 号）により該当する手術の実施件数を以下のとおり掲示します。

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の間における手術の実施件数は以下のとおりです。

| | |
|------------------------|-----|
| 1 頭蓋内腫瘍摘出術等 | 0 件 |
| 2 黄斑下手術等 | 0 件 |
| 3 鼓室形成手術等 | 0 件 |
| 4 肺悪性腫瘍手術等 | 0 件 |
| 5 経皮的カテーテル心筋焼灼術 | 0 件 |
| 6 靭帯断裂形成手術等 | 0 件 |
| 7 水頭症手術等 | 0 件 |
| 8 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 | 0 件 |
| 9 尿道形成手術等 | 0 件 |
| 10 角膜移植術 | 0 件 |
| 11 肝切除術等 | 0 件 |
| 12 子宮附属器悪性腫瘍手術等 | 0 件 |
| 13 上顎骨形成術等 | 0 件 |
| 14 上顎骨悪性腫瘍手術等 | 0 件 |
| 15 バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） | 0 件 |

| | | |
|----|--------------------------------------|-----|
| 16 | 母指化手術等 | 0件 |
| 17 | 内反足手術等 | 1件 |
| 18 | 食道切除再建術等 | 0件 |
| 19 | 同種死体腎移植術等 | 0件 |
| 20 | 胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等 | 0件 |
| 21 | 人工関節置換術 | 72件 |
| 22 | 乳児外科施設基準対象手術 | 0件 |
| 23 | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | 0件 |
| 24 | 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び対外循環に要する手術 | 0件 |
| 25 | 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 | 0件 |

[回復期リハビリテーション病棟における直近のリハビリテーション実績指数]

令和7年1月から令和7年3月までの回復期リハビリテーション病棟退棟患者数は、43人です。内訳は以下のとおりです。

| | | |
|----|--|-----|
| 1 | 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態 | 26人 |
| 2 | 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態 | 13人 |
| 3 | 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態 | 0人 |
| 4 | 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態 | 0人 |
| 5 | 股関節又は膝関節の置換術後の状態 | 4人 |
| 合計 | | 43人 |

回復期リハビリテーション病棟における直近の実績指数は、51.18点です。（令和6年10月～令和7年3月）

[医療法に基づく届出病床数]

120床

詳しくは、病院管理課にお尋ね下さい。